

No.	編	主なご意見の概要	意見に対する考え方
要件①長期契約（原則10年）			
1	基礎編	5年間程度の更新支援型と5年間程度の更新実施型を組み合わせた、合計10年間程度のレベル3.5は認められるべき。	貴重なご意見として承りました。下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン第2.0版（案）基礎編2.3で記載しているものと認識しております。
2	基礎編	ウォーターPPPにおいて要求される人物像を明確にし、人材育成を検討していただきたい。	貴重なご意見として承りました。今後、ウォーターPPPの検討が進み、先行事例が積み重なっていく中で、必要な情報の充実を図っていきます。
要件②性能発注			
3	基礎編 実施編	性能発注は全施設、全業務に適用する必要があるか。	ウォーターPPPの管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5）の4要件②性能発注は、性能発注が原則とされています。詳細な考え方等は、下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン第2.0版（案）の関係する記載をご確認ください。
4	基礎編 実施編	管路について、事業期間中の仕様発注から性能発注への段階的な移行は、官民の適切なリスク分担に基づく最適な事業を検討いただくため、契約期間ごとに仕様発注、性能発注を分けて設定できないか。	ウォーターPPPの管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5）の4要件②性能発注は、性能発注が原則とされています。詳細な考え方等は、下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン第2.0版（案）の関係する記載をご確認ください。
5	基礎編	管路の更新に係る性能規定の例を示していただきたい。	貴重なご意見として承りました。今後、ウォーターPPPの検討が進み、先行事例が積み重なっていく中で、必要な情報の充実を図っていきます。
6	基礎編	事業期間10年以内にすべてを詳細調査・更新等が実施できるか不明。管理側が要求水準書に更新を実施する箇所を明記し、実施後に設計条件を同書に提示しておくことが契約上必要ではないか。	貴重なご意見として承りました。今後の施策の参考とさせていただきます。
7	基礎編	埼玉県八潮市の陥没事故を受け管路調査の徹底が最重要視されるべきだと考えられ、管路については、仕様発注から開始し、詳細調査や更新等を実施した箇所から段階的に性能発注に移行することを原則とする。と記載していただきたい。	貴重なご意見として承りました。今後の施策の参考とさせていただきます。
8	実施編	受託者が管理していない施設が原因、また維持管理に着手前の施設の劣化が原因で道路陥没が発生した場合、受託者の責務ではないため、管理者に発生原因を特定することを義務付けしていただきたい。	官民連携を導入した場合でも、下水道管理者は地方公共団体であり、地方公共団体が事業の最終的な責任を負った上で実施することとされており、民間事業者が提供するサービス内容や水準、災害対応等の安全・安心に関係する役割分担、リスク分担といった管理・運営の内容について、契約で明確に規定することとなっております。
9	実施編	管路における性能の具体的なイメージ（図表1-9）に関し、指標の設定においては、葉山町のように官民間の対話の上で設定することを基本とすべき。	貴重なご意見として承りました。今後の施策の参考とさせていただきます。
10	実施編	水質に係る要求水準は水処理方式を踏まえた設定すべき。	貴重なご意見として承りました。今後の施策の参考とさせていただきます。
11	実施編	「図表 1-10」について「下水道管路管理延長(令和4年度末時点)及び下水道管路に起因する道路陥没の発生状況(令和4年度)国土技術政策総合研究所」によると、下水道起因の道路陥没の原因施設の半数以上が取付管となっていることから、影響度や重要度を考慮し、「本管」と「取付管」を分離し管理すべきではないか。	貴重なご意見として承りました。今後の施策の参考とさせていただきます。
12	基礎編 実施編 資料編	資料編における記載が、性能発注ではなく、仕様発注よりの記載になっているため、より性能発注の要素が強い事例を追加していただきたい。	貴重なご意見として承りました。今後、ウォーターPPPの検討が進み、先行事例が積み重なっていく中で、必要な情報の充実を図っていきます。

No.	編	主なご意見の概要	意見に対する考え方
要件③維持管理と更新の一体マネジメント			
13	基礎編	レベル3.5において、改築工事のための実施設計は更新支援型と更新実施型のどちらに区分されるか記載してほしい。	ウォーターPPPの管理・更新一体マネジメント方式(レベル3.5)の4要件③維持管理と更新の一体マネジメントは、改築(の発注業務の委託)まで含む場合、更新実施型に該当します。詳細な考え方は、下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン第2.0版(案)の関係する記載をご確認ください。
14	基礎編 実施編	「維持管理上の気づき等を更新計画案に反映」とあるが、事業者選定時点と更新計画が変更になることが見込まれることから、当然に改築事業費も選定時点と異なること(計画に応じて見直されること)を「原則」として定義いただきたい。	貴重なご意見として承りました。今後の施策の参考とさせていただきます。
15	基礎編	改築の発注業務とは、実施にどこまでを業務範囲に含むのか、その権限をどこまで委託できるのが不明確なため、定義を明確にすべき。	想定される事業により、リスクの内容が異なるため、情報開示に基づく官民対話の繰り返しの上、適切に要求水準や契約で決めていただきたいと考えています。 また、今後、ウォーターPPPの検討が進み、先行事例が積み重なっていく中で、必要な情報の充実を図っていきます。
16	基礎編	入札・公募時点で更新計画があることを前提としている「更新実施型」に対し、「更新支援型」のメリットとして「入札・公募時点で更新計画がない(不十分の場合)にも円滑・迅速に案件形成が可能であること」を明記いただけないか。	貴重なご意見として承りました。今後の施策の参考とさせていただきます。
17	実施編	更新支援型、実施型、処理場ポンプ場、管路の業務が、それぞれどのような組み合わせになった場合、一体マネジメントと位置付けているか明確にいただきたい。	ウォーターPPPの管理・更新一体マネジメント方式(レベル3.5)の4要件③維持管理と更新の一体マネジメントの詳細な考え方は、下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン第2.0版(案)の関係する記載をご確認ください。
18	実施編	スタマネガイドラインをふまえ、更新は改築の一部であるため「更新(改築)」ではなく改築としていただきたい。また、更新計画案ではなく、修繕・改築計画案としていただきたい。	貴重なご意見として承りました。ガイドライン実施編1.3 要件③維持管理と更新の一体マネジメントで記載しているところではありますが、今後の施策の参考とさせていただきます。
19	実施編	管理者が別途独自検査を実施することを妨げないとしている一方、ストックマネジメント計画になりえないものは受託者が作成する更新計画案としては想定されないと記載されており矛盾しているように感じます。	貴重なご意見として承りました。今後の施策の参考とさせていただきます。
20	実施編	受託者側としては、維持管理上の気づき等に事業マネジメントの要素も含まれるという曖昧な業務内容で発注されることを避けてもらいたいため、「なお、受託者が更新計画案の作成に反映する～視点等も考えられる。」を「更新計画案作成に修繕・改築計画策定(見直し)と同等以上の要素(例えば、耐震化、脱炭素等事業マネジメントの要素)を含めることも否定するものではない。」と修正できないか。	貴重なご意見として承りました。今後の施策の参考とさせていただきます。
21	実施編	趣旨である維持管理上の気づきを改築計画に反映する観点から言えば、可能な限りリアルタイムに計画を見直していくべきであり、更新計画案の作成頻度について、示すべきではないか。	貴重なご意見として承りました。今後の施策の参考とさせていただきます。
22	実施編	下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン-2015年版(国土交通省、R4.3)における修繕・改築計画のような、維持管理と更新の一体マネジメントの要件を充足する更新計画案について、例示いただきたい。	貴重なご意見として承りました。今後、ウォーターPPPの検討が進み、先行事例が積み重なっていく中で、必要な情報の充実を図っていきます。
23	実施編	「雨天時浸入水対策計画等」は、維持管理費の低減や管路の修繕・改築更新と密接に関係しており不可欠な要素と考えられるため、更新計画案の作成に反映する要素として、明記してほしいか。	貴重なご意見として承りました。今後の施策の参考とさせていただきます。
24	実施編	下水道管路のPPP案件においてはISO55000シリーズを受託者に要求されている実績はほとんどない認識であり、今後、この規格の捉え方について考えをお示しいただきたい。	貴重なご意見として承りました。ISO等の活用可能性について記載の充実を図ることします。
25	基礎編	受託者がJIS Q 55001を活用することは、管理者の負担をそれほど増やさずことなく、業務の品質が一定程度以上に確保できるため、管理者側にとってメリットが大きい。下水道の包括民間委託やコンセッションでは、受託者が自主的にJIS Q 55001を適用する事例が増加しており、MSで民間側に抵抗がなければ、JISを活用すべき。	貴重なご意見として承りました。ISO等の活用可能性について記載の充実を図ることします。
26	基礎編	「公共施設等運営事業の実施に関するガイドライン」でも受託者におけるISOのモニタリングの際の意思疎通に管理者が協力することが望ましい旨の記載があるが、JIS Q 55001その他のマネジメント規格の、受託者による下水道事業への適用例が増えており、受託者が希望すれば、これに付随するモニタリング・履行確認に管理者又は第三者が参加することで、受託者のパフォーマンスをより適切に評価できないか。	貴重なご意見として承りました。ISO等の活用可能性について記載の充実を図ることします。
27	実施編	JIS Q 55001(=ISO 55001)は、性能規定(what to do)の要求事項であり、パフォーマンスを数値として評価することが一般に難しい下水道管路のマネジメントの初期段階で活用することが有効でないか。	貴重なご意見として承りました。ISO等の活用可能性について記載の充実を図ることします。

No.	編	主なご意見の概要	意見に対する考え方
要件④プロフィットシェア			
28	基礎編	プロフィットシェアに関して、入札・公募時の要求水準を下回るような変更であっても、合理的であると両者が合意すれば認めていただけないか。	貴重なご意見として承りました。今後の施策の参考とさせていただきます。
29	実施編	プロフィットシェアについて、企画提案段階での提案は不要でよいか。	要件④プロフィットシェアは、事業期間中に受託者が追加的な提案をし、管理者が承諾することで、民間事業者等の入札・公募時の提案も含め契約時に約束された計画や手法等の変更が発生することで発動します。そのため、仰るとおり、企画提案段階での提案を求めることはありません。
30	基礎編	コスト縮減分について、民側が投資回収できるような配分率を検討いただきたい。	ウォーターPPPの管理・更新一体マネジメント方式(レベル3.5)の4要件④プロフィットシェアの詳細な考え方等は、下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン第2.0版(案)の関係する記載をご確認ください。
31	実施編	要求水準をすべての要素で下回らない変更は考えにくい。ため、「要求水準を下回るような提案は想定しない」を「要求水準(指標)を下回る提案は想定しない。」もしくは「サービス水準を下回る提案は想定しない。」と変更願いたい。	貴重なご意見として承りました。今後の施策の参考とさせていただきます。
32	実施編	プロフィットシェアの考え方について、具体例を拡充いただけないか。	貴重なご意見として承りました。今後、ウォーターPPPの検討が進み、先行事例が積み重なっていく中で、必要な情報の充実を図っていきます。
33	実施編	参考として、須崎市、宮城県の事例を紹介しているが、須崎市と宮城県の例は事業開始前の技術提案のため、ガイドラインで記載しているプロフィットシェア発動条件とは異なっており、削除していただきたい。	ウォーターPPPの管理・更新一体マネジメント方式(レベル3.5)の4要件④プロフィットシェアの詳細な考え方等は、下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン第2.0版(案)の関係する記載をご確認ください。
34	実施編	現状の文章では議会・住民から理解を得られない場合、プロフィットシェアが成立しないと読み取れる。成立しない場合、W-PPPが採択されないのではないかと。	ウォーターPPPの管理・更新一体マネジメント方式(レベル3.5)の4要件④プロフィットシェアの詳細な考え方等は、下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン第2.0版(案)の関係する記載をご確認ください。
35	実施編	プロフィットシェアの検討を業務として位置付ける場合、事業費に計上していただきたい。	貴重なご意見として承りました。今後の施策の参考とさせていただきます。

No.	編	主なご意見の概要	意見に対する考え方
導入検討の進め方			
36	基礎編	施設の維持管理や更新に直接的に関わる業務ではないが、管理者が当然に実施している、窓口や使用料関係の業務等について、含めない場合に「客観的な情報」は不要と追記できないか。	貴重なご意見として承りました。今後の施策の参考とさせていただきます。
37	基礎編	事業規模が大きくなるほど期待する効果・メリットが大きくなり、持続性の向上等に資することが考えられるので、検討段階にあたっては、全処理区を対象に検討すべき。	貴重なご意見として承りました。今後の施策の参考とさせていただきます。
38	基礎編	第1回目のW-PPP委託においては、民側でも想像できないことが多いため、官側がある意味主導しながら引継ぎを実施いただきたい。	貴重なご意見として承りました。今後の施策の参考とさせていただきます。
39	基礎編	導入検討フェーズ(FS、DD、MS)段階で民間事業者との対話の場(複数回)を設定いただきたい。	貴重なご意見として承りました。今後の施策の参考とさせていただきます。
40	基礎編	事業者目線に立って考えた場合には、長期事業に臨むにあたって、特にDDや対話は参画判断を行う上で非常に重要な要素と考える。実施を原則とすべき。	貴重なご意見として承りました。今後の施策の参考とさせていただきます。
41	基礎編	官民連携を単なるコスト削減の手段と考えて(期待して)いる事業者も多くみられ、ウォーターPPPによる解決を期待する課題として、単なるコスト削減手段とならないよう言及いただきたい。	貴重なご意見として承りました。実施編7.4.2 導入効果の適切な評価でも記載していますが、多様な定性効果等も重要であると考えています。
42	基礎編	対象施設・業務範囲については、客観的な情報等に基づき事業の責任者たる管理者が最終判断・決定を行うことになると考えますが、すべての場合のみ『客観的な事情(=客観的な情報に基づいて説明できること)』が不要』とわざわざ書くことはないのではないか。どんな項目であっても客観的な情報に基づいて検討し、最終決定されていくのではないかと。また、関連して「管理者の任意」という表現について。「任意」といっても判断理由には必要ではないか。どんな判断であっても理由・根拠があり、そしてそのことは住民や議会にも説明する機会があるはずのため、住民等が納得できるスキームで実施していくことこそが管理者の責務ではないか。	貴重なご意見として承りました。今後の施策の参考とさせていただきます。
43	基礎編	他分野との連携イメージを紹介する際に、上下水道一体発注のメリット等を追記いただきたい。(例: 資材や人員の効率的な活用によるコスト削減や維持管理やシステムの一元化、手続きを一本化することによる負担軽減、緊急時の対応力向上等)	貴重なご意見として承りました。今後、ウォーターPPPの検討が進み、先事例が積み重なっていく中で、必要な情報の充実を図っていきます。
44	基礎編	国費支援について、広域化や上下一体、レベル4などより進んだ官民連携であるほどその補助率が上昇することを盛り込んでいただきたい。	貴重なご意見として承りました。今後の施策の参考とさせていただきます。
45	実施編	他分野連携については、必ずしも効率化に資するものではなく(例: 上下水道だけでもそれぞれ実施事業者が異なるケース、下水道単体でも管路と施設で実施事業者が異なりシナジー効果が出にくい等)、導入にあたっては、直接の対話など民間事業者の意見を徴収し、丁寧に進めていただきたい。	貴重なご意見として承りました。今後の施策の参考とさせていただきます。
46	実施編	災害発生時に近隣の自治体から偏った応援要請・対応が発生した場合、自治体や住民から受注者へ反感感情が発生する恐れがあり、連携先する自治体のBCPの共有と周知、状況把握を優先する流域・施設を互いの自治体が認知すべき。	貴重なご意見として承りました。今後の施策の参考とさせていただきます。
47	実施編	1サイクルが回るという文章について、「具体的には～一巡すること」と記載されているが、自治体全域の下水道施設を一巡するのか、一部のエリアが一巡すればよいか明示いただきたい。	貴重なご意見として承りました。今後、ウォーターPPPの検討が進み、先事例が積み重なっていく中で、必要な情報の充実を図っていきます。
48	実施編	他分野、他事業者だけではなく、下水道事業において段階的にW-PPPへ移行することについて記述を追加していただきたい。	貴重なご意見として承りました。今後の施策の参考とさせていただきます。
49	実施編	資格要件の各事例について、前例に基づきこれらの例を参照されることで競争性が無くなるのが危惧されるため、どのような役割、要件を踏まえて各資格が設定されたか追記いただきたい。	事例は検討の参考として活用いただきたいと考えています。また、資格要件等は、個別具体的な官民対話等を踏まえた管理者の適切な判断に委ねられます。

No.	編	主なご意見の概要	意見に対する考え方
広域型・分野横断型のウォーターPPP（他地方公共団体連携／上下水道一体等他分野）			
50	基礎編	ウォーターのPPPコンセプトで官民双方の事務負担軽減が謳われおり、広域型については、複数自治体で1つの企画提案、1本の契約書で運用いただきたい。	貴重なご意見として承りました。今後の施策の参考とさせていただきます。
51	実施編	広域型・分野横断型の案件形成において、「同一SPCが受託者となることを検討すること」を挙げられているが、この場合にはSPCの設置要件への注意も合わせて言及いただきたい。	貴重なご意見として承りました。今後、ウォーターPPPの検討が進み、先事例が積み重なっていく中で、必要な情報の充実を図っていきます。
52	実施編	段階的な広域型の案件形成にあたり、事業期間を柔軟に設定できることや事業期間の調整の要否にかかる判断基準がガイドラインに示されていれば、より円滑な導入検討や地方公共団体間の調整が可能でないか。	貴重なご意見として承りました。今後、ウォーターPPPの検討が進み、先事例が積み重なっていく中で、必要な情報の充実を図っていきます。
53	実施編	段階的な広域型・分野横断型のレベル3. 5では入札・公募によらない随意契約等も想定されると記載されているが、どのような場合にどのような理由（地方自治法のどの規定）により随意契約とできるのか記載いただきたい。	公募によらない随意契約の活用等は管理者の適切な判断に委ねられるため、ご意見として承りました。
54	実施編	段階的な広域型・分野横断型のレベル3. 5の場合で後から連携する団体における導入可能性調査の進め方について記載いただきたい。	貴重なご意見として承りました。今後、ウォーターPPPの検討が進み、先事例が積み重なっていく中で、必要な情報の充実を図っていきます。
55	実施編	段階的に広域型・分野横断型の案件形成を進めるうえでの留意点として、受託者側の負荷が増大するため、同一受託者が業務を実施することができるか否かの確認や、実施にあたって必要な準備期間や費用等を協議するなど、受託者の意見も尊重する旨を留意点として追記いただきたい。	貴重なご意見として承りました。今後、ウォーターPPPの検討が進み、先事例が積み重なっていく中で、必要な情報の充実を図っていきます。
56	実施編	FSや事業開始後の協議会の設置など広域型・分野横断型の官側のプロフィットやリスクのシェアの仕組みについて記載いただきたい。	貴重なご意見として承りました。今後、ウォーターPPPの検討が進み、先事例が積み重なっていく中で、必要な情報の充実を図っていきます。
57	実施編	段階的な広域型と分野横断型の案件については、運営をするには、メリットが多く促進することが望ましいため、要件について深掘りいただきたい。	貴重なご意見として承りました。今後の施策の参考とさせていただきます。
中長期の事業期間を見据えた地元企業の参画の考え方			
58	実施編	地方の企業には特殊な資格を持った技術者がいない場合もあり、有資格者については地方の企業に配慮いただきたい。	貴重なご意見として承りました。今後の施策の参考とさせていただきます。
59	実施編	地元企業の参画に関し、地域貢献に関する評価事項を定量化（金額／地元企業数等）し、評価項目を明確化してはどうか。	貴重なご意見として承りました。今後の施策の参考とさせていただきます。
60	実施編	地元企業の参画の要件化による競争性の阻害については留意点として記載されているが、あわせて構成員となるリスクについても留意点として記載いただきたい。	貴重なご意見として承りました。今後、ウォーターPPPの検討が進み、先事例が積み重なっていく中で、必要な情報の充実を図っていきます。
61	実施編	SPCへの地元企業出資（非代表）について、出資している地元企業が従来の商慣習や取引慣習に縛られて他事業や他地域への展開を妨げることや、展開先の地元企業が、既出資の地元企業の進出を警戒するなど、広域化や分野横断型の障害となり得ることを留意点として記載いただきたい。	貴重なご意見として承りました。今後、ウォーターPPPの検討が進み、先事例が積み重なっていく中で、必要な情報の充実を図っていきます。

No.	編	主なご意見の概要	意見に対する考え方
リスク分担			
62	実施編	「放流水質等の要求水準は、施設能力、流入水及び放流水の計画値や実績、法定基準等を勘案し、処理場等ごとに適切に設定する必要がある」とあるが、受託者のペナルティ規定にも関連するため、この文言に「流入水質」を追記し、流入水質に関するインプットリスクは発注者にある旨を明記いただきたい。(図表1-8内の表記も同様)	貴重なご意見として承りました。今後、ウォーターPPPの検討が進み、先行事例が積み重なっていく中で、必要な情報の充実を図っていきます。
63	実施編	資産の特性としてW-PPP導入以前からの管理が現状の健全度に影響を与える部分もあるので単純にW-PPPに移行したのですべから民間という整理も難しいと考えられ、管路についてどこまでの範囲を民間事業者が責任を持つべきか、整理できないか。	貴重なご意見として承りました。今後、ウォーターPPPの検討が進み、先行事例が積み重なっていく中で、必要な情報の充実を図っていきます。
64	実施編	ウォーターPPP事業は、供用開始から相当年数に達した管路・施設を対象としていることから、「受託者の責に拠らない突発修繕に係る費用」については上限キャップをかける等、リスクが可視化できるガイドラインが必要でないか。	貴重なご意見として承りました。今後、ウォーターPPPの検討が進み、先行事例が積み重なっていく中で、必要な情報の充実を図っていきます。
65	実施編	不可抗力のリスク分担については、管理者・受託者ともにコントロールできないリスクに該当すると考えられるが、性能発注という観点で考えれば、不可抗力事象はインプットから条件が外れた状態となるため、管理者がリスク負担者になるのが適当でないか。	官民連携を導入した場合でも、下水道管理者は地方公共団体であり、地方公共団体が事業の最終的な責任を負った上で実施することとされており、民間事業者が提供するサービス内容や水準、災害対応等の安全・安心に関係する役割分担といった管理・運営の内容について、契約で明確に規定することとなっております。実施編5.1 モニタリング・履行確認でもあり、契約時に想定できなかった事象が生じた場合に備え、紛争調整の役割・機能を併せ持たせた第三者モニタリング機関の設立もあわせて考えられます。
66	実施編	民からすれば、まず協議の場までたどりつくことがそもそもハードルが高いため、官側はリスクに関する協議の場に必ず着くようにしていただきたい。	官民対話は重要だと考えており、地方公共団体にも引き続き呼びかけてまいります。
67	実施編	昨今の資材高騰に伴う物価上昇に関する契約変更協議について、現行の標準約款では各自治体により対応がまちまちであるため、可能であれば国交省工事標準契約約款もあわせて内容を修正し具体的見解を示していただきたい。	貴重なご意見として承りました。今後の施策の参考とさせていただきます。
68	実施編	交付金等は受託者でコントロールできないリスクであることから、要望どおり交付金等が措置されなかった場合の維持管理リスクは管理者が負うべきではないか。	貴重なご意見として承りました。今後の施策の参考とさせていただきます。
69	資料編	契約書(例)の第39条・87条において、受託者が設置した設備の譲渡を発注者が拒否した場合、施設性能に影響する改良対象設備を撤去せざる得なくなることで、契約終了後に当該施設の通常運営が不可能となるリスクの発生が懸念されないか。	貴重なご意見として承りました。今後、ウォーターPPPの検討が進み、先行事例が積み重なっていく中で、必要な情報の充実を図っていきます。また、上下水道一体のウォーターPPP契約書(例)及び要求水準書(例)は、ウォーターPPPを実際に導入した地方公共団体の公募資料を基に作成しております。本資料を参考とし、各地方公共団体の実情や対象施設・業務範囲等に合わせて精査、修正等を行い、また、必要に応じてリガルチェック等を行った上で想定する事業に合わせて最適化いただきたいと考えています。
70	資料編	契約範囲外の緊急時対応における協力範囲が不明確な場合、発生時の人員配備や物資確保、及び費用負担の想定が困難となることから、受託上のリスクとなることが懸念されないか。	貴重なご意見として承りました。今後、ウォーターPPPの検討が進み、先行事例が積み重なっていく中で、必要な情報の充実を図っていきます。また、上下水道一体のウォーターPPP契約書(例)及び要求水準書(例)は、ウォーターPPPを実際に導入した地方公共団体の公募資料を基に作成しております。本資料を参考とし、各地方公共団体の実情や対象施設・業務範囲等に合わせて精査、修正等を行い、また、必要に応じてリガルチェック等を行った上で想定する事業に合わせて最適化いただきたいと考えています。
71	資料編	物価変動の項において、契約書(例)では、14日以内に協議が整わなかった場合は甲が定めるものとされている。この際、乙の主張が受け入れられず、一方的に甲の指示に従わなければならないようなリスクが生じることが懸念されないか。	貴重なご意見として承りました。今後、ウォーターPPPの検討が進み、先行事例が積み重なっていく中で、必要な情報の充実を図っていきます。また、上下水道一体のウォーターPPP契約書(例)及び要求水準書(例)は、ウォーターPPPを実際に導入した地方公共団体の公募資料を基に作成しております。本資料を参考とし、各地方公共団体の実情や対象施設・業務範囲等に合わせて精査、修正等を行い、また、必要に応じてリガルチェック等を行った上で想定する事業に合わせて最適化いただきたいと考えています。
72	資料編	昨今の著しい物価上昇局面において、サービス対価改定等の基準日が曖昧な場合、予定価格等を算定した日から契約締結日までの期間に生じた物価変動リスクを民間が負担せざる得なくなるため、サービス対価改定等の基準日を、サービス対価算定日やそれに近い公告日とする等とすることを記載いただきたい。	貴重なご意見として承りました。今後、ウォーターPPPの検討が進み、先行事例が積み重なっていく中で、必要な情報の充実を図っていきます。また、上下水道一体のウォーターPPP契約書(例)及び要求水準書(例)は、ウォーターPPPを実際に導入した地方公共団体の公募資料を基に作成しております。本資料を参考とし、各地方公共団体の実情や対象施設・業務範囲等に合わせて精査、修正等を行い、また、必要に応じてリガルチェック等を行った上で想定する事業に合わせて最適化いただきたいと考えています。
73	資料編	昨今の世界情勢や物価変動リスクを鑑み、委託料の改定頻度について、改定頻度を1回/四半期とする等、定期的な協議によって改定が行われる仕組みとする。改定頻度については、官民双方の協議によって柔軟に対応できる仕組みとする旨での記載いただきたい。	貴重なご意見として承りました。今後、ウォーターPPPの検討が進み、先行事例が積み重なっていく中で、必要な情報の充実を図っていきます。また、上下水道一体のウォーターPPP契約書(例)及び要求水準書(例)は、ウォーターPPPを実際に導入した地方公共団体の公募資料を基に作成しております。本資料を参考とし、各地方公共団体の実情や対象施設・業務範囲等に合わせて精査、修正等を行い、また、必要に応じてリガルチェック等を行った上で想定する事業に合わせて最適化いただきたいと考えています。
74	資料編	民間事業者の過剰なリスクの見積防止と損害賠償時の契約書主旨の認識の違いによる委託者と受託者の係争防止のため、第三者への損害賠償について、委託者事由による負担、受託者事由による負担、いずれの事由でもない場合の負担者と負担額について、細かなリスク分担に係る契約条項を設定いただきたい。	貴重なご意見として承りました。今後、ウォーターPPPの検討が進み、先行事例が積み重なっていく中で、必要な情報の充実を図っていきます。また、上下水道一体のウォーターPPP契約書(例)及び要求水準書(例)は、ウォーターPPPを実際に導入した地方公共団体の公募資料を基に作成しております。本資料を参考とし、各地方公共団体の実情や対象施設・業務範囲等に合わせて精査、修正等を行い、また、必要に応じてリガルチェック等を行った上で想定する事業に合わせて最適化いただきたいと考えています。

No.	編	主なご意見の概要	意見に対する考え方
75	資料編	不可抗力によって業務継続や施設復旧が困難な状況において、契約内容及び要求水準書並びに費用の変更等について指定期間内に合意が得られない場合、受託者としても不利益が生じることを懸念しており、指定期間内に甲乙合意が得られない場合は、甲の指示に従い対応を実施するが、費用については再度協議を行う旨を記載いただきたい。	貴重なご意見として承りました。今後、ウォーターPPPの検討が進み、先行事例が積み重なっていく中で、必要な情報の充実を図っていきます。また、上下水道一体のウォーターPPP契約書(例)及び要求水準書(例)は、ウォーターPPPを実際に導入した地方公共団体の公募資料を基に作成しております。本資料を参考とし、各地方公共団体の実情や対象施設・業務範囲等に合わせて精査、修正等を行い、また、必要に応じてリーガルチェック等を行った上で想定する事業に合わせて最適化いただきたいと考えています。
76	資料編	緊急事態対応について、応急対応から通常業務への移行期間が長期化する可能性を考慮した業務実施条件や費用負担を明確化する旨を記載いただきたい。	貴重なご意見として承りました。今後、ウォーターPPPの検討が進み、先行事例が積み重なっていく中で、必要な情報の充実を図っていきます。また、上下水道一体のウォーターPPP契約書(例)及び要求水準書(例)は、ウォーターPPPを実際に導入した地方公共団体の公募資料を基に作成しております。本資料を参考とし、各地方公共団体の実情や対象施設・業務範囲等に合わせて精査、修正等を行い、また、必要に応じてリーガルチェック等を行った上で想定する事業に合わせて最適化いただきたいと考えています。
77	資料編	受託者は不可抗力の影響を早期に除去するために最大限の努力を行うことを条件に、不可抗力により施設で処理の一部又は全部を行わない場合でも、委託料の支払いが可能であるとする旨を記載いただきたい。	貴重なご意見として承りました。今後、ウォーターPPPの検討が進み、先行事例が積み重なっていく中で、必要な情報の充実を図っていきます。また、上下水道一体のウォーターPPP契約書(例)及び要求水準書(例)は、ウォーターPPPを実際に導入した地方公共団体の公募資料を基に作成しております。本資料を参考とし、各地方公共団体の実情や対象施設・業務範囲等に合わせて精査、修正等を行い、また、必要に応じてリーガルチェック等を行った上で想定する事業に合わせて最適化いただきたいと考えています。
78	資料編	支援・補助業務において実施責任が甲又は乙のいずれにあるのかが明示されていない場合、その責任範囲が不明瞭となり、結果として費用負担に関しても曖昧さが生じてしまうことを懸念しており、明確な定義、実施責任や責任範囲を明文化などを記載いただきたい。	貴重なご意見として承りました。今後、ウォーターPPPの検討が進み、先行事例が積み重なっていく中で、必要な情報の充実を図っていきます。また、上下水道一体のウォーターPPP契約書(例)及び要求水準書(例)は、ウォーターPPPを実際に導入した地方公共団体の公募資料を基に作成しております。本資料を参考とし、各地方公共団体の実情や対象施設・業務範囲等に合わせて精査、修正等を行い、また、必要に応じてリーガルチェック等を行った上で想定する事業に合わせて最適化いただきたいと考えています。

No.	編	主なご意見の概要	意見に対する考え方
予定価格の設定			
79	実施編	三浦市の事例を踏まえ、「健全度2.0以下でないこと」を例示されているが、管理者の予定する改築費用として、「健全度2.0以下でないこと」などの要求水準を達成するに問題ない費用を計上いただきたい。	貴重なご意見として承りました。今後の施策の参考とさせていただきます。
80	実施編	統括管理業務について具体的な内容とその費用算定方法について明示していただきたい。	貴重なご意見として承りました。今後、ウォーターPPPの検討が進み、先行事例が積み重なっていく中で、必要な情報の充実を図っていきます。
81	実施編	SPC設立を期待する場合には予定価格に当該費用も計上すべき旨を追記いただきたい(SPCをペーパーカンパニーとして設立するか、実体のある企業として設立するかで要する費用も異なる)。	貴重なご意見として承りました。今後、ウォーターPPPの検討が進み、先行事例が積み重なっていく中で、必要な情報の充実を図っていきます。
82	実施編	不可抗力に伴い、管理者が予め指定する保険を活用した場合、それによる保険料の上昇分は管理者が負担すべきであると考えられるため、その旨を明記いただきたい。	貴重なご意見として承りました。今後、ウォーターPPPの検討が進み、先行事例が積み重なっていく中で、必要な情報の充実を図っていきます。
83	実施編	委託者が義務づけ、受託者が付保する保険の物価変動も考慮するよう記載いただきたい。	貴重なご意見として承りました。今後、ウォーターPPPの検討が進み、先行事例が積み重なっていく中で、必要な情報の充実を図っていきます。
84	実施編	物価変動への対応として、「計算式において適用される指標(P107で示される日本銀行による物価指数など)は、対象事業において想定される物価変動との相関性を比較・評価し、慎重に選択される必要がある。」と追記できないか。	貴重なご意見として承りました。今後、ウォーターPPPの検討が進み、先行事例が積み重なっていく中で、必要な情報の充実を図っていきます。
85	実施編	契約ガイドラインでは、サービス対価改定の基準時点は、契約締結日より前月の入札公告日等にすることにより、事業者の物価変動リスクを減じることができるとあります。事業費を公表した時は事業費を積算した日が基準時点、事業費を公表しない場合は、入札公告日が基準時点とガイドライン及び業務委託契約書(例)に修正または追加していただけないか。	貴重なご意見として承りました。今後、ウォーターPPPの検討が進み、先行事例が積み重なっていく中で、必要な情報の充実を図っていきます。
86	実施編	受託者は、公告時に提示されるストックマネジメント計画に基づき維持管理費を算出するため、更新(改築)工事が予定通り行われない場合、維持管理費の見直しが必要になるケースも想定されることから、都度リスク分担の見直しや修繕費の積増し等、適切な措置を講じる必要がある旨の記述を加えて頂きたい。	貴重なご意見として承りました。今後、ウォーターPPPの検討が進み、先行事例が積み重なっていく中で、必要な情報の充実を図っていきます。
87	実施編	更新実施型における積算方法について、より明確化すべき。	貴重なご意見として承りました。今後、ウォーターPPPの検討が進み、先行事例が積み重なっていく中で、必要な情報の充実を図っていきます。
88	実施編	P113の文章内に、運転・維持管理業務の積算に関しては、下水道協会が発行している下水道施設維持管理業務積算要領を活用する旨を明記いただきたい。	貴重なご意見として承りました。今後、ウォーターPPPの検討が進み、先行事例が積み重なっていく中で、必要な情報の充実を図っていきます。
89	実施編	過去のPPP案件の事例では、自治体で算出した予定価格と入札参加者で算出した入札価格の乖離(自治体側の項目漏れ、計上漏れ等に起因するもの)が大きく、不調になるケースが多いため、どのような根拠・項目について算出実施しているのかを開示頂き、過不足があるものについてMS、競争的対話等で双方ですり合わせ、適正な予算を積んでいただきたい。	貴重なご意見として承りました。今後の施策の参考とさせていただきます。
90	実施編	VFMIにおいて、公共側における人件費の間接費等が適切に含まれているかが重要でないか。	貴重なご意見として承りました。今後の施策の参考とさせていただきます。
91	資料編	必要に応じて実施するとされる業務については、実施に当たり、数量や金額の上限値、具体的な内容を事前に取り決めるなど、想定外の費用発生を抑制するために必要条件を明確化することの重要性について記載いただきたい。	貴重なご意見として承りました。今後、ウォーターPPPの検討が進み、先行事例が積み重なっていく中で、必要な情報の充実を図っていきます。また、上下水道一体のウォーターPPP契約書(例)及び要求水準書(例)は、ウォーターPPPを実際に導入した地方公共団体の公募資料を基に作成しております。本資料を参考とし、各地方公共団体の実情や対象施設・業務範囲等に合わせて精査、修正等を行い、また、必要に応じてリールチェック等を行った上で想定する事業に合わせて最適化いただきたいと思います。
災害対応			
92	実施編	被災した他の地方公共団体への応援について、①本事業に支障がない範囲とし、受託者の意見も尊重されること、②「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」に基づく等、被災地に派遣する受託者の職員の待遇を明確にしておくこと、を追記いただきたい。	貴重なご意見として承りました。今後、ウォーターPPPの検討が進み、先行事例が積み重なっていく中で、必要な情報の充実を図っていきます。
93	資料編	契約書(例)においても、災害や事故発生対応等、対応規模が不透明な費用負担方針や支払い手順の明確化、緊急時対応の契約範囲の明確化、想定範囲内の水質や水量の異常時に関する具体的な対応として実績対応時間や動員人数、想定発生回数を明示していただきたい。	貴重なご意見として承りました。今後、ウォーターPPPの検討が進み、先行事例が積み重なっていく中で、必要な情報の充実を図っていきます。また、上下水道一体のウォーターPPP契約書(例)及び要求水準書(例)は、ウォーターPPPを実際に導入した地方公共団体の公募資料を基に作成しております。本資料を参考とし、各地方公共団体の実情や対象施設・業務範囲等に合わせて精査、修正等を行い、また、必要に応じてリールチェック等を行った上で想定する事業に合わせて最適化いただきたいと思います。

No.	編	主なご意見の概要	意見に対する考え方
FS、MS等の活用			
94	基礎編	本ガイドライン 3.1 の「管理者の任意」部分(例えば、処理区を選択、更新実施型／更新支援型の選択等)は、管理者の適切な判断に委ねられ、管理者が自由に判断可能である。」とありますが、管理者の任意となる事項(範囲)がそれ以外にあれば明示いただきたい	「管理者の任意」部分について、記載を拡充します。
95	基礎編	客観的な情報の一例としてMSが上げられていますが、民間事業者へのヒアリングは必須とすべき。	貴重なご意見として承りました。今後の施策の参考とさせていただきます。
96	実施編	MSIにおいて、VFMを出すことが前提のアンケートを実施されることがあるが、事業費を下げることに主眼を置かれているように感じるため、扱いについてより具体的かつ詳細な解説が必要ではないか。	貴重なご意見として承りました。今後の施策の参考とさせていただきます。
97	実施編	全国の無数の事業者がこぞってMSや公募を実施した場合の民間事業者側の負担は相当なものになることが見込まれる。MSや事業提案に協力した場合の報奨金を検討すべきではないか。	貴重なご意見として承りました。今後の施策の参考とさせていただきます。
入札・公募等			
98	基礎編 実施編	情報開示において、適正な事業費が確保されているか確認に足る資料(基本設計図、積算資料等)の情報開示を、実施方針公表の1年前以上前にすることを、ガイドラインで示していただけませんか。	貴重なご意見として承りました。今後、ウォーターPPPの検討が進み、先事例が積み重なっていく中で、必要な情報の充実を図っていきます。
99	実施編	DX推進について、官民双方で活用することでより効果的・効率的になるケースもあると思われる。官側のセキュリティの問題で導入できないなどのリスクがあるため、自治体のセキュリティポリシーや導入できるアプリケーションなどの開示も必要ではないか。	貴重なご意見として承りました。今後の施策の参考とさせていただきます。
100	実施編	応募資料の印刷製本に、膨大な手間と費用がかかっているため。電子納品を原則又は推奨する文言を入れていただきたい。	貴重なご意見として承りました。今後、ウォーターPPPの検討が進み、先事例が積み重なっていく中で、必要な情報の充実を図っていきます。
101	実施編	公募型プロポーザルにおいて、「交渉による変更可能」、「次点交渉権者と交渉」といった内容について、記載を拡充いただきたい。	貴重なご意見として承りました。今後、ウォーターPPPの検討が進み、先事例が積み重なっていく中で、必要な情報の充実を図っていきます。
102	基礎編 実施編	優先交渉権者決定から契約締結までの協議期間を十分に確保し、イコールフィッティングの点で問題がある条項について契約前に協議できるよう、例えば、発注者側としては協議期間の確保、問題が認められる場合は協議により決定する方針の打ち出し、受託者側としてはマーケットサウンディング等できるだけ早い時期に提案を行う旨を記載いただきたい。	貴重なご意見として承りました。今後、ウォーターPPPの検討が進み、先事例が積み重なっていく中で、必要な情報の充実を図っていきます。
統括的に管理する人材の要件			
103	実施編	民間視点では配置を要望された場合に必要人員を確保する経費が必ず発生し、それ以下では配置不能になります。このような視点を入れるべきではないか。 また、必ずしも管理者を置かずとも成立しうる業務も考えようによってはあり得ると感じる。	貴重なご意見として承りました。今後の施策の参考とさせていただきます。
104	実施編	統括管理業務については、明確な積算基準が存在せず、必要な技術者や人数、付帯する必要経費などの考え方の標準系などの掲載が必要ではないか。	貴重なご意見として承りました。今後、ウォーターPPPの検討が進み、先事例が積み重なっていく中で、必要な情報の充実を図っていきます。
105	実施編	ウォーターPPPの事業化にあたり、統括管理や維持管理業務の実施者(又は受託者)が変わっても、既に事業に従事する地域人材が当該新受託者に転籍する等により事業に継続従事することが可能となるよう設定いただきたい。	貴重なご意見として承りました。今後、ウォーターPPPの検討が進み、先事例が積み重なっていく中で、必要な情報の充実を図っていきます。
「更新実施型」の入札・公募等			
106	基礎編	更新実施型の場合、PFI事業契約が原則とありますが、資金調達を公共側が行うのか民間資金調達とするのかは、管理者の判断である旨を追記いただきたい。	貴重なご意見として承りました。今後、ウォーターPPPの検討が進み、先事例が積み重なっていく中で、必要な情報の充実を図っていきます。
107	実施編	「5年間程度の更新支援型と10年間程度の更新実施型を組み合わせた更新実施型」の入札・公募のケースを拡充いただきたい。	貴重なご意見として承りました。今後、ウォーターPPPの検討が進み、先事例が積み重なっていく中で、必要な情報の充実を図っていきます。
108	基礎編 実施編	更新実施型に含まれる工事は受託者が任意で発注することができるのか。また、公平性、透明性はどのように担保されるのか。	官民連携を導入した場合でも、下水道管理者は地方公共団体であり、地方公共団体が事業の最終的な責任を負った上で実施することとされており、更新実施型に含まれる工事の内容についても、官民対話の上で実施されるものと認識しています。また、下水道管理者はそれらを議会や住民に説明し、透明性を確保することが重要だと考えています。

No.	編	主なご意見の概要	意見に対する考え方
「更新支援型」の入札・公募等			
109	実施編	更新支援型でCM業務を加えると構成メンバーが改築工事の入札に参加できないとあるが、詳細設計で特記仕様書、金抜き設計書も作成しないのであれば工事金額の漏洩がないため、入札に参加できるのではないか。	ピュア型CM方式の詳細等は、地方公共団体におけるピュア型CM方式活用ガイドラインをご参照ください。
ベンダーロックインについて			
110	実施編	ベンダーロックインについて、①ベンダーフリー化を目指す事でシステム構成によっては追加の設備が必要になり、事業費の増大に繋がる可能性があること、②ベンダーフリー化は様々なメーカーのシステムが混在する可能性があるため、システム全体の品質保証、責任範囲等は各自自治体ごとで明確化が必要であること、を追記いただきたい。	貴重なご意見として承りました。今後、ウォーターPPPの検討が進み、先行事例が積み重なっていく中で、必要な情報の充実を図っていきます。
建設業法等との関係			
111	実施編	受託者側に下水道施設的设计・工事に必要な資格者の配置を求める場合、当該受託者が実体を伴うSPCであれば、建設業の許可取得および有資格者の配置が必要になる。その際の有資格者監督員は、当SPCとの直接雇用関係があることが求められ、複数事業の兼務・兼任はできないことから、今後、個別のSPCごとに有資格者の転籍が求められると民間事業者の対応可能件数の制限となり、不調不落の要因とならないか。	貴重なご意見として承りました。今後の施策の参考とさせていただきます。
112	実施編	受託者がSPCの場合、事業運営を主体的に行う立場であり、請負・委託に関わらず、発注者という認識が共有できれば、受託者側での体制設計自由度が高まり、より効率的な事業運営につながるものと考えられ、SPCが業務委託する際にも発注者と解することが出来ると考えられることから、再委託関係の制限は適用しない判断となる旨の追記いただきたい。	貴重なご意見として承りました。今後、ウォーターPPPの検討が進み、先行事例が積み重なっていく中で、必要な情報の充実を図っていきます。
113	実施編	受託者と建設業法との関係について、SPCしか記載がないため、乙型JVの場合の建設業法との関係を示していただきたい。	貴重なご意見として承りました。今後、ウォーターPPPの検討が進み、先行事例が積み重なっていく中で、必要な情報の充実を図っていきます。
レベル3.5の受託者			
114	実施編	「●●協会」加入企業等、企業を縛る制約は設けるべきではないことに言及いただきたい。	貴重なご意見として承りました。今後、ウォーターPPPの検討が進み、先行事例が積み重なっていく中で、必要な情報の充実を図っていきます。
115	実施編	SPC体制については、今後官民連携の進展やコンセッション事業の増加を踏まえると推進していく体制であるため、効果などを強調し、追記していただきたい。	貴重なご意見として承りました。今後、ウォーターPPPの検討が進み、先行事例が積み重なっていく中で、必要な情報の充実を図っていきます。
116	実施編	一般に乙型のJVを組成すると、構成員が各業務範囲内での部分最適化を図り、事業全体での全体最適に至らない場合があることから、乙型のJVでは一体マネジメントの効果が薄れることを留意点に挙げるべきではないか。	貴重なご意見として承りました。今後、ウォーターPPPの検討が進み、先行事例が積み重なっていく中で、必要な情報の充実を図っていきます。
117	実施編	単独企業が受託する場合の効果が書かれていないが、一体マネジメントの観点からは最適であることを明示すべきではないか。また、再委託は当然想定されるので、その点に触れるべきではないか。	貴重なご意見として承りました。今後、ウォーターPPPの検討が進み、先行事例が積み重なっていく中で、必要な情報の充実を図っていきます。
118	実施編	管理者の判断の結果、更新支援型(ピュア型CM方式を含まない)の受託者が更新(改築)の受託者として選定できない場合、機械・電気等メーカーのウォーターPPPへの参画を阻害する一因になり得るのではないか。	貴重なご意見として承りました。今後の施策の参考とさせていただきます。
119	実施編	レベル3.5の更新支援型(ピュア型CM方式を含まない)の受託者を更新(改築)の受託者として選定できるかについて、どのように管理者は適切に判断すればよいか記載や事例を拡充いただきたい。	貴重なご意見として承りました。今後、ウォーターPPPの検討が進み、先行事例が積み重なっていく中で、必要な情報の充実を図っていきます。
120	実施編	FSを受託する企業が、DDをやることで事業ボリュームがわかる、MSをすることで応募しようとしている企業がわかるなど、これらの業務を担当した場合はプレイヤーとなれないといった条件を明確にしてください。	貴重なご意見として承りました。今後の施策の参考とさせていただきます。
121	資料編	コンサルタント企業に限らず、維持管理企業や総合建設会社、インフラ運営企業等の企業でも従来のコンサルタント業務を担い得ることを想定し、記載を変更することを検討いただきたい。	貴重なご意見として承りました。今後、ウォーターPPPの検討が進み、先行事例が積み重なっていく中で、必要な情報の充実を図っていきます。また、上下水道一体のウォーターPPP契約書(例)及び要求水準書(例)は、ウォーターPPPを実際に導入した地方公共団体の公募資料を基に作成しております。本資料を参考とし、各地方公共団体の実情や対象施設・業務範囲等に合わせて精査、修正等を行い、また、必要に応じてリーガルチェック等を行った上で想定する事業に合わせて最適化したいと考えています。

No.	編	主なご意見の概要	意見に対する考え方
事業実施中			
122	基礎編	セルフモニタリングを実施する前提と考えられるが、現行の包括委託でも細部にわたるチェックリスト化が常態化しており非効率な事態になっている。官民双方で効率化を進めるための考え方や案を今後拡充いただきたい。	貴重なご意見として承りました。今後、ウォーターPPPの検討が進み、先事例が積み重なっていく中で、必要な情報の充実を図っていきます。
123	基礎編	緊急対応時の評価項目を設定し適正に評価いただくため、災害や事故が発生した際のモニタリングを強化し、対応状況の評価項目を明確化いただきたい。	貴重なご意見として承りました。今後の施策の参考とさせていただきます。
124	基礎編	契約期間が10年間で長期に及ぶ為、事業開始時と状況が変化する可能性がある。モニタリング結果を基に契約条件の見直しができる仕組みを導入してはどうか。	貴重なご意見として承りました。今後の施策の参考とさせていただきます。
125	基礎編	今後、モニタリング・履行確認の詳細を具体化する際、過度なモニタリングの実施は双方に負担を課すことになるため、現状以上に詳細を把握するようなモニタリングの実施はしないようなガイドラインとしていただきたい。	御指摘のとおり、実施編5.1.1 必要十分なモニタリング・履行確認の考え方において、「過度に広範なモニタリング・履行確認は、管理者・受託者双方に人的・金銭的な負担等が大きく、必要なものを適切に選択して実施することが留意点・ポイントとなる。」と記載しています。
126	実施編	第三者モニタリングを客観的・中立的にモニタリングする組織、機関がない場合、学識経験者などがモニタリングする記述がありますが、地方でそのような人材がない場合が考えられ、客観的にモニタリングする機関の設置を国として検討いただきたい。	貴重なご意見として承りました。今後の施策の参考とさせていただきます。
127	実施編	自治体が行う事業やコンセッション事業では、改築を抑制し事業費を圧縮させようとするインセンティブが働くと想定されますが、改築を含むWPPP3.5では、利幅が少ない維持管理重視よりも、利幅が大きい改築工事を促進し、事業者が事業費を抑制しようとするインセンティブが働きにくい状況になることが懸念されます。改築工事そのものが必要となるかどうかを経営的な目線でモニタリングする必要があるため、「図表 5-1」に更新計画のモニタリングに関しても記載が必要ではないか。	貴重なご意見として承りました。今後、ウォーターPPPの検討が進み、先事例が積み重なっていく中で、必要な情報の充実を図っていきます。
事業終了時			
128	基礎編	長期事業実施時および終了時には現地で従事、雇用する社員が競争性確保の犠牲になる場合が想定されるため、事業者が誰になっても安心して雇用が継続される仕組みを構築すべき。	貴重なご意見として承りました。今後の施策の参考とさせていただきます。
129	資料編	事業終了時の施設の引渡しにあたり、官民双方が施設状態を確認するが、「著しい損傷がない状態」については、その解釈にばらつきが生じることにより、履行確認上のリスクにつながる可能性がある。また、発注者が設定する改築費は事業終了時の施設状態に影響を与えるため、関係する要求水準を一体的に検討いただきたい。	貴重なご意見として承りました。今後の施策の参考とさせていただきます。

No.	編	主なご意見の概要	意見に対する考え方
導入検討の進め方 全般について			
130		図表 1-1 ウォーターPPP の概要 のレベル 3.5 の※1 の記載(管路更 新 一 体 マネジメントの後(原則 10 年)の後公共施設等運営事業に移行することとする)の記載は、コンセッション方式への移行を必須とするような認識を与えるため、文面変更をいただきたい。	貴重なご意見として承りました。今後の施策の参考とさせていただきます。
131		民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づく職員派遣の可否、WTO政府調達協定適用の有無について、説明を補足いただきたい。	貴重なご意見として承りました。今後の施策の参考とさせていただきます。
132		「本ガイドラインはレベル3.5を解説し、レベル4の詳細は「下水道事業における公共施設等運営事業の実施に関するガイドライン(国土交通省、R4.3)」を参照されたい。」とありますが、レベル4とレベル3.5いずれを選択すべきかをガイドする資料の策定をすべき。	貴重なご意見として承りました。今後の施策の参考とさせていただきます。
133		「下水道事業の手引き」(令和6年版)P655 維持管理業務における官民連携手法の活用の中で、「下水道の整備に伴う一般廃棄物処理業者等の合理化に関する特別措置法の趣旨に配慮する必要がある」と明記されており、本ガイドラインにおいても「合法法」について加筆すべき。	地域の実情をよくご存じの地元企業は重要な存在と認識しており、今後も一緒に持続性の向上を目指していければと考えています。官民対話は重要だと考えており、地方公共団体にも引き続き呼びかけてまいります。
134		保守管理業務において、対象構造物を特定すると共に、保守状態を特定する場合は定量的な表現で明示し、甲乙間で解釈の齟齬を生じる表現はできる限り避けること、明示されていない事項については、甲乙の協議によって決定することについての記載いただきたい。	貴重なご意見として承りました。今後、ウォーターPPPの検討が進み、先行事例が積み重なっていく中で、必要な情報の充実を図っていきます。また、上下水道一体のウォーターPPP契約書(例)及び要求水準書(例)は、ウォーターPPPを実際に導入した地方公共団体の公募資料を基に作成しております。本資料を参考とし、各地方公共団体の実情や対象施設・業務範囲等に合わせて精査、修正等を行い、また、必要に応じてリーガルチェック等を行った上で想定する事業に合わせて最適化いただきたい。
135		上下水道施設の管理を営利目的の民間企業にすべきでない。	上下水道事業は原則として地方公共団体が責任を持って実施すべきものでありますが、一方で、民間の創意工夫や経営ノウハウ等の活用により、効率的な事業運営や施設の改築更新を進められる等のメリットがあると考えており、官民連携は上下水道の基盤強化に向けた有効な選択肢の一つと認識しています。
136		上下水道施設の管理は、民間委託を最小限にし、自治体が行うべき。	我が国では、上下水道事業は原則として市町村が経営するものとされており、施設管理を民間企業に委託した際も、事業の最終責任は市町村が担うこととしています。
137		ウォーターPPPの参入は日本国の国益を考える国内の企業に限定すべき。	外国企業が国内企業にかかわらず、官民連携の適切な実施のために、地方公共団体は、民間事業者が提供するサービス内容や水準について、契約で明確に定めるとともに、モニタリング等により、その実施状況を確認することとしております。加えて、モニタリングの結果、求める基準を満たしていない場合には、下水道事業者が民間事業者に対して、改善の指示等をすることも可能です。
138		ウォーターPPPは選択肢の一つとして否定はしないが、ここまでやるなら民営化の道も設けるべきである(レベル4.0も中途半端である)。	貴重なご意見として承りました。今後の施策の参考とさせていただきます。
139		上下水道事業における官民連携は、慎重な議論を行ったうえで進めたい。	貴重なご意見として承りました。今後の施策の参考とさせていただきます。
140		八潮市の道路陥没事故を踏まえ、その対策を盛り込むべき。	貴重なご意見として承りました。今後の施策の参考とさせていただきます。
141		八潮市の道路陥没事故を想定した契約内容とすべき。	貴重なご意見として承りました。今後の施策の参考とさせていただきます。
142		管路のウォーターPPPを実施していた場合に、八潮市のような道路陥没事故が発生すれば民側のリスクが非常に大きくなるのか。	ご意見として承りました。管理者は要求水準等を事前の官民対話等を踏まえて契約等に明確に規定しリスク分担等の正確な設定等を行うことが重要と考えています。
143		八潮市のような道路陥没事故が発生した場合に、対応できる保険を用意できるのか。	貴重なご意見として承りました。今後の施策の参考とさせていただきます。
144		能登半島地震や八潮市の道路陥没事故をふまえ、ウォーターPPPの導入を国費の要件化とすることや、一律全ての自治体に導入することに対し、改めて議論や再整理が必要でないか。	地域の実情に即したウォーターPPPの推進が、下水道施設の更新の加速化や下水道事業の持続性の向上につながるよう、引き続き、自治体のご意見を伺いながらより良い制度づくりに努めてまいります。
145		下水道に対する国の財政的支援については、ウォーターPPPを前提条件としない制度設計に再考いただきたい。	地域の実情に即したウォーターPPPの推進が、下水道施設の更新の加速化や下水道事業の持続性の向上につながるよう、引き続き、自治体のご意見を伺いながらより良い制度づくりに努めてまいります。